

## 「吹田ホスピス市民塾」会則

第1条（名称）本会の名称を、「吹田ホスピス市民塾」とする。

第2条（目的）「がんになっても安心して暮らせる街づくり」をめざして、

- ① がんの予防、早期発見・早期治療の情報発信
- ② がん患者・家族の相互交流
- ③ 余命が限られた市民が、身体的・精神的苦痛から解放され、残された日々を有意義に過ごすためのネットワークとシステムの構築
- ④ 遺族の相互交流によるグリーフケアなどを推進する。

第3条（本部）会長宅に置く。（注）

第4条（活動）

（1）活動分野（順不同）

- ① 「吹田在宅ケアネット」に参画、活動の推進を図って、吹田地域の「在宅ケア」のネットワークとシステム化に注力する。
- ② がんに関する諸情報の収集・研究及びそれらの市民への発信。
- ③ 患者・ご家族との相談機能の充実。
- ④ その他、目的の推進に必要な活動。

（2）活動：

- ① 定例会：原則として、月1回。
- ② 吹田がん患者・家族会及び吹田ひまわりの会（ご遺族の会）：原則として、月1回
- ③ 活動場所：吹田市立男女共同参画センター（デュオ）を中心。
- ④ 活動時間：原則として、土曜日の午後。

第5条（会員）本会の目的に賛同し、会長が承認し、会費を納入した市民（吹田市外も含む）。

第6条（会計）①本会の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。  
②収入は、会員の会費等とし、年会費は1,200円（月割り）とする。  
③会費を2年間未払いの場合は、自動退会とみなす。

第7条（役員）本会の役員は、会長 1名、副会長 若干名、運営委員 若干名、会計 1名、書記 1名、会計監査 1名、とし、総会で選出し、任期を1年（再任を妨げない）とする。

第8条（総会）年1回（原則として3月）、会長が招集し、出席会員の過半数をもって議決する。なお、必要により、会長は臨時総会を招集できる。

第9条（会則の改正）総会で改正する。

施行 平成20年3月 2日

改正 平成21年3月 7日

改正 平成23年3月19日

改正 平成29年3月18日

改正 令和 2年5月12日

改正 令和 4年3月26日

注) 吹田市原町3-36-1-204

半崎智恵美

TEL&FAX 06-6386-0136 E-mail [kchanzaki@gmail.com](mailto:kchanzaki@gmail.com)